

令和7年度全国薬務関係主管課長会議
説明資料

厚生労働省医薬局
監視指導・麻薬対策課

目次（説明事項）

（監視指導・麻薬対策課）

1. 薬事監視の状況について	1
2. GMP（製造管理・品質管理）の強化・徹底等について	5
3. 検定に係る事務について	9
4. 後発医薬品の品質確保について	10
5. 広告の監視・指導体制の強化について	12
6. 偽造医薬品対策について	14
7. 個人輸入について	15
8. 麻薬・覚醒剤等対策について	16
9. 危険ドラッグ対策について	25
10. 医療用麻薬等の提供・管理体制の整備について	29
11. 麻薬向精神薬原料・覚醒剤原料対策について	30
12. 麻薬及び向精神薬取締法の一部改正（医療用麻薬の流通の合理化）について	32
13. 大麻草の栽培の規制に関する法律の施行状況について	33

1. 薬事監視の状況について

現 状 等

- 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）の品質不良、不正表示、虚偽誇大広告等の指導・取締りを行うため、厚生労働省並びに各都道府県、保健所設置市及び特別区に薬事監視員 4,472 名（令和 6 年 4 月 1 日現在）が配置され、製造販売業者、製造業者、販売業者その他業務上医薬品を取り扱う者の施設等に随時立入検査等を行い、不良な医薬品等の発見や排除等に努めている。
- 令和 6 年度については、許可・登録・届出施設 697,897 施設のうち、193,543 施設に立入検査を行った結果、以下のとおりであった。
 - ① 違反発見施設数：9,537 件（立入検査に対する発見率 4.9%）
 - ② ①のうち、処分・指導等を行ったものは、2,633 件で、そのうち 6 件については、業務停止等を命じている。（参考資料編 1 参照）
- 平成 23 年度より、海外のインターネットサイトから個人輸入されるいわゆる健康食品や医薬品等の実態を把握するための買上調査を行っている。令和 5 年度の調査では、いわゆる健康食品として販売されていた 58 製品中 15 製品からシルデナフィル等の医薬品成分が検出された。
- 近年、インターネットを介した製品の売買が増加しており、SNS やフリマサイトを利用した個人間における不適切な医薬品等の取引が行われている実態もあることから、国民の健康を守るため、国、地方自治体が一体となり、薬事監視体制を強化することが大変重要となっている。
- 厚生労働省においては、平成 26 年度よりインターネットパトロール事業を開始し、国内・海外の医薬品販売サイトに対する監視の強化を図っている。近年、フリマサイトや SNS 上での不適切な医薬品等の販売、授与、広告が指摘されていることから、R8 年度から EC サイトに加え、フリマサイトや SNS も本事業において監視を行うこととしている。また、あやしいヤクブツ連絡ネットのウェブサイト（<https://www.yakubutsu.mhlw.go.jp>）や X（旧 Twitter）の運営に加え、一般国民から、医薬品の個人輸入、違法な医薬品販売、危険ドラッグ等に関する相談を電話等

により受けつけ、収集した情報の一元管理を行うとともにこれらの危険性について、国民に啓発を行っている。

- 新型コロナウイルス感染症感染拡大時以降、研究用と称する検査キット製品が一般の消費者向けに販売されている事例が見られている。このような体外診断用医薬品であると一般に認識される製品について、未承認の体外診断用医薬品として実効性のある取締りを可能とするため、厚労科研の検討結果を踏まえ、該当性の判断を明確化するガイドライン案を作成し、パブリック・コメントを実施した。現在、ガイドライン発出に向けて準備を進めている。
- 医薬品等の回収については、平成 12 年度からすべての事例をインターネット上で公開しており、令和 6 年度の件数は 826 件であった。そのうち、死亡又は重篤な健康被害が予想されるクラス I 回収は 160 件であり、そのうち医薬品の件数が 158 件、医療機器が 2 件であった。医薬品のクラス I 回収は全てロットを構成しない輸血用血液製剤の回収事例であった。また、一時的な健康被害が予想されるクラス II は 586 件（令和 5 年度 539 件）であった。
(参考資料編 2 参照)
- また、医薬品等の回収が必要以上に実施され、類似薬や代替薬の有無等の状況によっては、医薬品等の安定供給に支障が生じ、かえって保健衛生上の危害を生じさせることとなる場合も懸念されることから、厚労科研の検討結果も踏まえ、回収通知の見直しを検討しているところである。

地方自治体で対応頂く事項（依頼）

- 薬事監視業務については、引き続き、無承認無許可医薬品等の取締り、広告監視、一斉監視指導等における薬事監視の徹底などをお願いしたい。
- 医薬品等の回収に関して、P I C / S 加盟国及び加盟申請国、欧州経済地域加盟国並びに協力国際機関とは、回収情報を共有する協定を結んでいる。医薬品でクラス I 又はクラス II の回収が発生した場合は、輸出の有無及び緊急回収情報作成の要否を確認するよう、業者への指導を引き続きお願いしたい。

- また、回収通知については見直しの検討を行っているところであり、今後、通知案の確認や見直し後の通知に基づく製造販売業者への周知、指導等にご協力いただきたい。

(インターネット販売等)

- 一般用医薬品のインターネット販売サイトについては、引き続き、法を遵守していないサイトへの指導をお願いするとともに、必要に応じて販売ルールを情報提供し、法不遵守のまま医薬品の販売を開始することがないように、指導をお願いしたい。
- インターネット上の指定薬物及び無承認無許可医薬品の広告については、平成 26 年 12 月 17 日施行の法改正を受け、インターネット関係 4 団体により取りまとめられている「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」が改正され、インターネット上の違法情報として削除要請を行う際の手続きも含め、適宜、運用されている。引き続き、監視指導の徹底をお願いするとともに、違反業者に対する指導において、改善が見られない場合等にはプロバイダへの送信防止措置の要請をお願いしたい。

(無承認無許可医薬品等)

- 無承認無許可医薬品については、シルデナフィル及びその類似化合物等を含有するいわゆる健康食品が多数発見されている。このような製品が流通しないよう、厚生労働省及び地方自治体で実施している買上調査等により監視を行うとともに、医薬品成分を含有することが判明した場合は、無承認無許可医薬品の製造販売、販売等として、販売停止や回収等の指導を徹底していただきたい。
- 地方自治体が発見された無承認無許可医薬品等に関する公表については、原則として厚生労働省においても同時に公表するので、事前に御連絡いただきたい。また、「インターネットパトロール事業」や「あやしいヤクブツ連絡ネット事業」で発見・収集された違法な広告・販売等の情報については、厚生労働省から関係する地方自治体に情報提供するので、引き続き、ご協力をお願いしたい。
- 研究用と称する検査キット製品については、ガイドライン案を作成しパブリック・コメントを実施した。現状でも明らかに体外診断用医薬品であると判断できる製品については、ガイドラインの作成を待たずに監視指導を実施していただいているところだが、ガイドラインの発出後については、当該ガイドラインに沿った監視指導の徹底をお願いしたい。

担当者名 岩瀬課長補佐 (内線 2762)
村上偽造医薬品等監視専門官 (内線 2768) ※無承認無許可医薬品関係
青沼薬事監視第一係長 (内線 2768) ※無承認無許可医薬品関係
林国家検定専門官 (内線 2766) ※承認医薬品関係
篠原主査 (内線 2774) ※広告監視関係

2. GMP（製造管理・品質管理）の強化・徹底等について

現 状 等

- 日本のGMP制度の適切性が認められ、平成26年7月1日にPIC/S加盟が承認された。加盟の対象は、厚生労働省、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）及び47都道府県であり、PIC/Sの45番目のメンバーとなっており、令和7年3月には日本のGMP調査体制について再評価を受けた。

※ PIC/S（Pharmaceutical Inspection Convention and Pharmaceutical Inspection Cooperation Scheme の略）とは、各国・地域の薬事行政当局等が、GMP基準の国際的ハーモナイゼーションに向け、各種ガイダンスを発行するとともに、各国のGMP調査官の教育や認証を行うことにより、実質的に相互調査が進むよう活動する国際的枠組み。

- 医薬品製造業者等による不適切製造事案が続いていることを受け、医薬品の品質確保に向けた様々な取組を実施している。令和5年度からは、品質管理リスクの高い製造所に対してPMDAと都道府県が合同で無通告立入検査を行っている。また、令和6年度から、GMP調査結果報告書情報を用いた情報収集・蓄積・分析・共有等事業を開始した。さらに令和8年度からは、PMDAが開発中のシステムを用いて、GMP調査結果報告書情報等を一元管理し、分析等に活用し、国、都道府県との情報連携体制の一層の強化を図ることとしている。
- また、都道府県間でGMP調査対象施設数やGMP調査員数に大きな差があり、調査経験や調査員数に限りのある都道府県の調査能力の維持・向上が課題となっていることから、令和5年度から、各都道府県の調査能力の向上のため、PMDAによる都道府県調査員育成の支援事業や、模擬査察の充実などに取り組んできたところである。
- 令和7年9月、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会（以下「医薬品医療機器制度部会」という。）における議論を踏まえ、医薬品製造所における不正防止の一層の抑止や製造販売業者にとって有用な情報の公開を図るため、GMP調査において不適合となった製造所について、製造所を特定した上で、これまで以上に詳細なGMP上の指摘事項を公表することとした。
- さらに、医薬品医療機器等制度部会における議論を踏まえ、令和7年の医薬品医療機器等法改正により、医薬品製造販売業者等のガバナンス強化、GMP適合性調査の見直しによる監視指導体制の強化等を盛り込んだところであり、令和9年の施行に向けた準備を進めている。

- 医療機器及び体外診断用医薬品に関しては、製造販売業者又は製造業者に係る問題事案の発生等に伴う法第 69 条に基づく調査（QMSに係るものを含む。）について、厚生労働大臣とともに都道府県知事の業務としている。

今後の取組

- PIC/S加盟により、GMP制度の国際整合が一層重要になっており、継続してGMP調査体制の質を維持する必要がある。各都道府県及びPMDAの行うGMPに係る調査及びQMSに係る調査の統合化及び査察技術の向上のため、引き続き、GMP/QMS合同模擬査察、GQP/QMS体制・GVP合同模擬査察その他研修等を実施していく。
- 医薬品等の承認書との齟齬に関連して、自治体から相談の多い事項（原料の増し仕込みの是非等）について、審査部門と連携しながら検討を行い、GMP調査における指導方針を整理することとしている。
- 国際的にはGMP調査の実施状況の公表が進められている中で、国際整合、GMP調査の一層の透明性を確保等の目的に資するため、令和8年度から、都道府県及びPMDAが実施したGMP調査について、製造所ごとの調査結果等をリスト化し、PMDAのウェブサイトにおいて公表する。なお、試行的運用として、令和7年3月から、PMDAが実施したGMP適合性調査実施状況についてはPMDAのウェブサイトで公表を開始している。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 「医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令の一部改正について」（令和3年4月28日付け薬生監麻発0428第2号）、「PIC/SのGMPガイドラインを活用する際の考え方について」（平成24年2月1日付け事務連絡）、「GMP調査要領の制定について」（令和6年3月29日付け医薬監麻発0329第9号）等を参考に、今後も引き続き適切なGMP調査体制の確保をお願いしたい。
- 医薬品の適切な品質と安全性を確保するためには、企業におけるGMPも含めた法令遵守体制の構築及びその管理が重要であるところ、日頃からの情報収集や指導に加え、無通告立入検査、製造規模に応じた品質管理体制の確認、企業における法令遵守体制の整備の徹底など、監視指導の徹底及び監視体制の一層の強化をお願いしたい。

- 後発医薬品の製造所や、不正が発覚した場合の影響が大きい製造所には、優先して無通告立入検査等の実施を考慮するようお願いしたい。なお、無通告とすべき事項としては、調査日のみならず、調査品目、調査スケジュール、調査対象区域、調査対象文書等が挙げられる。また、立入検査にあたっては、組織的隠蔽が行われている可能性も加味した上で、令和3年12月に作成した無通告立入検査ガイドラインも活用し、当該製造所における組織としてのGMP体制等について綿密な確認をお願いしたい。

- 製造販売業者のGQP省令の遵守状況の確認にあたっては、
 - ・ 製造所内及び製造所外（医療機関、薬局、卸等）からの品質情報の内容を十分に把握しているか（製造販売業者が自ら適切な判断ができるように品質情報の収集を行い、評価できる体制であるか。）
 - ・ 原因究明を十分に行っているか（製造工程毎のリスク評価に基づき、原因特定の仮説検討を行い、対象物の成分分析、問題事象の再現実験等を実施しているか。）
 - ・ 製造業者等から報告のあった改善状況について、製造販売業者が実地で確認を行っているか
 - ・ 総括製造販売責任者の対応について、職責上の違反・不適切な行為がないか等
について、特に製造販売業者による製造業者の管理監督が適切になされているかという点にご留意いただき、製造販売業者に対する監視指導の徹底をお願いしたい。

- GMP調査結果報告書情報を用いた情報収集・蓄積・分析・共有等事業に関しては、引き続きGMP調査結果報告書の写しを提出していただくほか、監麻課から共有された成果物を活用し、GMP調査業務の実施や調査員の査察能力の維持・向上等に役立てていただくようお願いしたい。

- GMP調査の実施状況の公表については、御協力をお願いしたい。

- GMP調査等には一定水準以上の査察技術の習得が重要であることから、引き続き、査察担当者のGMP/QMS合同模擬査察への協力・参加、国立保健医療科学院における研修、専門分野別研修、GMP管理体制強化等事業による研修などへの積極的な参加を通じてGMP調査等の査察技術の向上及びGMP調査体制の強化をお願いしたい。

- 医療機器及び体外診断用医薬品に関しては、QMS体制省令及びQMS省令に基づく製造販売業許可関連業務及び監視指導業務の実施のほか、これらの制度に係る関係者への周知等を引き続きお願いしたい。

<u>担当者名</u>	<u>柴辻国際基準調査分析官</u>	<u>(内線 2765)</u>
	<u>岩瀬課長補佐</u>	<u>(内線 2762)</u>
	<u>林国家検定専門官</u>	<u>(内線 2766)</u>
	<u>高野主査</u>	<u>(内線 2766)</u>
	<u>松元 GCTP 指導官</u>	<u>(内線 2765)</u>
	<u>藍檀 GMP 指導官</u>	<u>(内線 2697)</u>
	<u>宮田後発医薬品査察専門官</u>	<u>(内線 2697)</u>
	<u>重田主査</u>	<u>(内線 2770)</u>
	<u>坂庭企画係長</u>	<u>(内線 2773)</u>

3. 検定に係る事務について

現 状 等

- 医薬品のうち、特に高度な製造技術や試験技術を必要とするもの又は製造過程において特に品質に影響を受けやすいもの等、完成品について公的機関の検査を経ずに使用された場合に保健衛生上の危害を生じるおそれの大きいものを指定し、医薬品医療機器等法第43条第1項により検定を実施している。
- 検定制度については、令和7年の医薬品医療機器等法改正において、書面のみによる実施が可能となるよう「検定」を「検査」に名称を変更した上で、都道府県の負担軽減及び検定実施体制の合理化に資するよう、政令を改正し、製造販売業者から検定機関に対して直接申請を行う仕組みへの見直し等を行うことにより都道府県の受託事務を廃止することとしたところである。（令和8年5月1日施行）

都道府県で対応頂く事項

- 当該政令の施行は8年5月1日であり、それまでの間の検定の申請等に係る事務及び制度の円滑な移行について引き続き御協力をお願いしたい。

担当者名	岩瀬課長補佐	(内線 2762)
	林国家検定専門官	(内線 2766)
	高野主査	(内線 2766)

4. 後発医薬品の品質確保について

現 状 等

- 後発医薬品については、「安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ」（令和6年9月）において、後発医薬品を適切に使用していくにあたり新たな目標を設定し、品質確保、安定供給、使用環境の整備及び医療保険制度上の事項等に関して目標達成に向けた具体的な取組を示している。その品質確保に係る具体的な取組として、都道府県等の協力のもと実施している医薬品等一斉監視指導において、「後発医薬品品質確保対策事業」として溶出試験等の品質検査を実施し、検査結果の公表を行っている。
- 当該ロードマップにおいて、「医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを2029年度末までに全ての都道府県で80%以上とする」という目標が設定されている。また、経済財政運営と改革の基本方針2022（いわゆる「骨太の方針」）において、バイオシミラーの使用促進を図るとされており、「新経済・財政再生計画改革工程表2023」においては目標が見直され「2029年度末までに、バイオシミラーに80%（※1）以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%（※2）以上にする」という目標が設定されている。
 - ※1 数量ベース
 - ※2 成分数ベース
- 「後発医薬品品質確保対策事業」では、平成28年度より、後発医薬品の品質に対する医療関係者や一般国民のより一層の信頼性確保に向けた取組を強化するため、事業の拡充を図る予算を計上し、検査品目数を年間400品目から年間約900品目程度に拡充しているほか、令和元年度からはバイオ後続品（バイオシミラー）も検査対象に追加して実施している。

今後の取組

- 国立医薬品食品衛生研究所に設置された「ジェネリック医薬品・バイオシミラー品質情報検討会」において、対象品目の選定と検査結果の評価を行うことにより、学術的評価と監視指導を連動させた一元的な品質確保を推進する。

- 市場に流通する後発医薬品の試験検査の拡充を図り、その結果を「ブルーブック」等により広く公表することにより、医療関係者や一般国民における後発医薬品の品質に対する信頼の確保を図ることとする。

都道府県で対応頂く事項

- 都道府県においては、検体の入手及び試験検査における必要な体制の整備等について引き続き御協力をお願いしたい。また、検体の入手に際しては、医薬品の流通状況に応じ品目の変更や追加が発生することもあるため、その際も積極的な御対応をお願いしたい。
- 市場に流通する後発医薬品の試験検査が不適となった場合には、製造販売業者を所管する都道府県は、製造所を所管する都道府県と連携し、試験検査を実施した機関と協力した試験方法の検証、製造販売業者等が実施する試験への立ち会い、試験結果を踏まえた製造所への立入等、原因究明及び品質への影響の確認を徹底していただきたい。
- また、ジェネリック医薬品・バイオシミラー品質情報検討会の製剤試験ワーキンググループに参画いただいている都道府県におかれては、これまで同様に事業への積極的な参加をお願いしたい。

担当者名	岩瀬課長補佐	(内線 2762)
	林国家検定専門官	(内線 2766)
	高野主査	(内線 2766)

5. 広告の監視・指導体制の強化について

現 状 等

- 平成 30 年に発出した「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）を踏まえ、「販売情報提供活動調査事業」において、MR、MS L等による医療機関関係者への不適切な広告・宣伝活動の事例収集及び公表を行い、不適切な事例が報告された際に、速やかに指導を行うなど事業の運用をよりきめの細かいものとしている。また本ガイドラインの円滑な運用を確保するため、これまでに質疑応答集をその1～4まで随時発出しており、今後も必要に応じてガイドラインの内容を明確化していく。
- 疾患の普及啓発を目的とした広告について、類似薬が存在しない場合には、製品が特定されるため医薬品広告としての規制を受ける場合がある等、普及啓発広告の適正化の考え方が明確になっていない。現在、研究班等の枠組みを活用し、学術経験者、業界団体等の関係者で、疾患の普及啓発広告の手法について議論を進めているところである。
- 医家向け医療機器の一般人向け広告は原則として禁止されているところだが、社会情勢の変化や、規制改革会議においても要望があったことも踏まえ、官民連携で見直しの検討を進め、一般向け広告を可能とする品目を選定し、適正広告及び表示に係る業界自主ガイドラインが作成された品目から順次、一般人向けの広告を可能としている。さらに、上述の研究班の枠組みでは、一般人向け広告を可能とする医家向け医療機器の品目の範囲をさらに拡大することについて検討を進めているところである。
- 医薬品等適正広告基準において禁止されている、化粧品広告におけるデータの使用や体験談表現について、国際的な規制との整合性について指摘がなされている。こういった状況を踏まえ、令和7年度補正予算を活用し、医薬部外品・化粧品国際調和推進事業において、化粧品の適切な情報発信等に繋がるよう、諸外国における化粧品規制・制度の調査研究等を行うこととしており、この結果も活用し、合理的な化粧品広告規制の在り方を検討していく予定である。

6. 偽造医薬品対策について

現 状 等

- 平成 29 年 1 月に起きた「ハーボニー配合錠」偽造医薬品の流通事案を受け、偽造医薬品の流通を防止する観点から、「医療用医薬品の偽造品流通防止のための施策のあり方に関する検討会」において対応策の検討が行われ、同年 10 月に所要の省令改正を実施し、さらに平成 30 年 8 月には、医薬品の製造販売業者が留意すべき医薬品の封の取扱い等についての通知を発出してきたところである。
- また、現金問屋等への監視指導において対策の実効性の向上を図るため、各都道府県等の薬事監視員を対象に、麻薬取締官による隠蔽された事実を見つけ出す手法に関する研修や卸売販売業者への模擬査察を平成 30 年度以降行ってきた（新型コロナの影響で令和 2～4 年度は休止）。令和 7 年度は偽造医薬品の流通防止のみならず、麻薬、向精神薬等の管理、流通時の医薬品の品質確保など、医薬品の適切な流通の確保の観点から各ブロックの実情に応じて柔軟に研修内容を設定して実施したところ。各ブロックにおける研修や模擬査察の結果について、令和 8 年 3 月に全国会議を開催し、意見交換を行う予定としている。

都道府県で対応頂く事項

- 偽造品の流通事案の再発を防止する観点から、前記のとおり、各都道府県が卸売販売業者等へより実効性が高い監視指導を行えるよう、各ブロック単位での合同模擬査察及び研修を実施するとともに、所管の卸売販売業者や薬局に対し、より効果的な監視指導を実施するようお願いする。なお、監視指導の結果、法違反が認められた場合には、必要な行政処分等を行うようお願いしたい。
- 令和 8 年度以降も、合同模擬査察及び研修について、引き続き、各ブロック単位での実施に向けて御協力をお願いしたい。また、当該査察及び研修について、これまでの実施の実績を踏まえ、改善点等についても積極的に提案いただきたい。

担当者名	岩瀬課長補佐	(内線 2762)
	村上偽造医薬品等監視専門官	(内線 2768)
	青沼薬事監視第一係長	(内線 2768)

7. 個人輸入について

現 状 等

- 医薬品等の個人輸入については、令和2年9月施行の医薬品医療機器等法の改正において、未承認医薬品等の国内流通を未然に防止するために、これまで局長通知に基づき運用してきた薬監証明の仕組みを法令に明確に位置づけるとともに、罰則も設け、手続き違反による不正な輸入の指導・取締りを強化することとした。
- 上記法制化により不正な輸入事案に対する適切な指導・取締りを行うことが可能となったが、同時に効率的かつ効果的な業務の遂行も必要であることから、輸入確認の電子申請を可能とする「医薬品等輸入確認情報システム」を構築し令和5年2月より運用を開始した。

(参考) 医薬品等輸入確認情報システム

<https://impconf.mhlw.go.jp/>

地方自治体で対応頂く事項（依頼）

- 輸入監視を行う中で、未承認医薬品等の販売等の事案を発見することも想定されるため、そうした場合の対応については引き続き連携・協力をお願いする。
- なお、保健所等において保健衛生上の観点等から、国内未承認の医薬品等の輸入が特に必要と認められる場合については、行政機関が医薬品医療機器等法上の輸入確認を行うことが可能となっている。「特に必要と認められる場合」に該当するかについては、監視指導・麻薬対策課に御相談いただきたい。

担当者名 岩瀬課長補佐 (内線 2762)
岩橋主査 (内線 2767)

8. 麻薬・覚醒剤等対策について

(1) 薬物事犯の現状と政府の取組

現 状 等

- 我が国における令和6年の薬物事犯の検挙人員は14,040人（前年：13,815人）であり前年より増加した。このうち覚醒剤事犯の検挙人員は令和5年まで8年連続で減少していたものの、令和6年は6,306人（前年：6,073人）と増加に転じた。また、覚醒剤事犯における再犯者率は依然として高く、66.4%（前年：66.0%）であった。
- 大麻事犯の検挙人員は6,342人（前年：6,703人）となり、過去最多を記録した令和5年からは減少したものの、2年連続で覚醒剤事犯の検挙人員を上回る結果となった。特に大麻事犯の検挙人員のうち、30歳未満の若年層が72.5%を占めるなど、若年層における大麻の濫用が顕著な状況が継続しており、我が国は引き続き「若年者大麻乱用期」の渦中にあると言える。
- 令和6年の20歳未満の検挙人員は、覚醒剤事犯が115人（前年：107人）であった一方、大麻事犯は1,142人（前年：1,246人）となり、特に大麻については、未成年者向け薬物乱用防止対策への取組みが急務となっている。
- 政府は、薬物乱用の根絶を図るため、令和5年8月に薬物乱用対策推進会議において「第六次薬物乱用防止五か年戦略」を策定した。同戦略は、①啓発、②再乱用防止、③取締り、④水際対策、⑤国際協力の5本柱を目標としている。

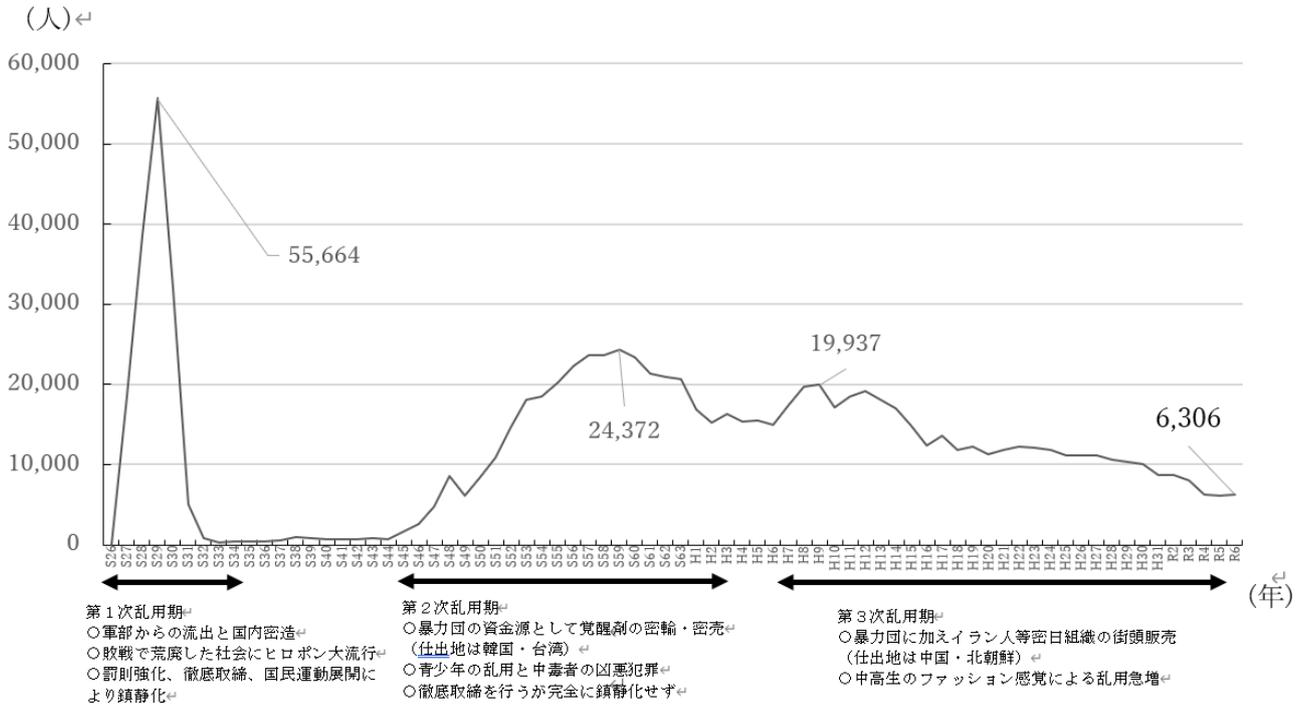
今後の取組等

- 「第六次薬物乱用防止五か年戦略」における「大麻乱用期への総合的な対策の強化」、「再乱用防止対策における関係機関の連携した“息の長い支援”の強化」、「サイバー空間を利用した薬物密売の取締りの強化」、「国際的な人の往来増加への対応強化」及び「薬物乱用施策についての国際社会との連携・協力と積極的な発信」の5つの視点に基づき、前述の5つの目標に沿って総合的な薬物対策を実施する。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 各都道府県に設置されている「薬物乱用対策推進地方本部」においても、国の取組を踏まえて、取締りの徹底、啓発活動の充実、再乱用防止対策の推進など、積極的な取組をお願いしたい。

覚醒剤事犯検挙者の年次推移（昭和26年～令和6年）



覚醒剤事犯における検挙人員の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
検挙人員総数	8,654	7,970	6,289	6,073	6,306
うち20歳未満 ()：覚醒剤事犯に占める割合	99 (1.1%)	115 (1.4%)	103 (1.6%)	107 (1.8%)	115 (1.8%)
うち再犯者数 ()：覚醒剤事犯に占める割合	5,937 (68.6%)	5,338 (66.9%)	4,258 (67.7%)	4,008 (66.0%)	4,185 (66.4%)

注) 厚生労働省集計による。

大麻事犯における検挙人員の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
検挙人員総数	5,260	5,783	5,546	6,703	6,342
うち10歳代・20歳代 () : 大麻に占める割合	3,511 (66.7%)	3,934 (68.0%)	3,840 (69.2%)	4,887 (72.9%)	4,600 (72.5%)
うち20歳代 () : 大麻事犯に占める割合	2,612 (49.6%)	2,934 (50.7%)	2,923 (52.7%)	3,641 (54.3%)	3,458 (54.5%)
うち10歳代 () : 大麻事犯に占める割合	899 (17.0%)	1,000 (17.3%)	917 (16.5%)	1,246 (18.6%)	1,142 (18.0%)
うち不正栽培事犯	269	278	242	265	217

注) 厚生労働省集計による。

担当者名 飯島課長補佐 (内線 2779)
天保課長補佐 (内線 2795)

(2) 薬物事犯の取締りの推進

現 状 等

- 最近の薬物事犯、特に覚醒剤事犯については、暴力団や外国人密売組織による組織的な密輸・密売に加え、インターネットを利用した非対面型の密売が横行するなど、密売方法がより巧妙化・潜在化・広域化している。

また、我が国で乱用される薬物のほとんどが外国から密輸入されたものであるが、近年その密輸手口は更に巧妙化すると共に、仕出国の多様化が進んでおり、国内外の関係機関による緊密な連携の下、薬物密売組織の壊滅を視野に入れた取締りを強化する必要がある。

- 薬物事犯の取締りをを行っている各地方厚生局麻薬取締部（全国8部、1支所、3分室）においては、巧妙化する密輸事犯・広域事犯の対策のため、密輸・広域事犯管理官の配置等を行うとともに、サイバー空間を悪用した薬物の密輸・密売の急速な広がりや、通信記録や資金の流れ等が秘匿化されることにより、取締機関による摘発や立証が困難となる事態が生じていることに対し、サイバー捜査課を設置し、捜査体制の充実を図ってきた。

また、不良外国人や暴力団をはじめとする組織的な薬物密輸入・密売事犯の摘発、組織的かつ広域的な薬物密売事犯の摘発、大麻密売組織の摘発や大麻施用罪を適用した末端乱用者への取締り、危険ドラッグ製造・販売業者等に対する立入検査等による流通阻止、指定薬物事犯等の摘発を徹底し、行政及び刑事の両面から取締りにあたっている。

- 医療用麻薬・向精神薬等については、向精神薬の過剰摂取による死亡事故や医師による麻薬の不正施用、向精神薬の不正処方や向精神薬の不正譲渡事案等のように、正規に流通している医療用麻薬・向精神薬に関する不正譲渡、施用等の事犯が依然として発生していることから、平成27年に都道府県宛に発出した監視強化に関する通知に基づく運用を継続する。加えて、向精神薬等が他の犯罪の実行のために悪用される事件が発生していることから、向精神薬等の入手経路が不正なものでないかどうか麻薬取締部において調査し、違反があった場合には捜査に移行することとしている。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 各都道府県の麻薬取締員におかれては、麻薬等事犯の取締りについても積極的な対応をお願いするとともに、麻薬取締官が行う犯罪捜査について、引き続き御協力をお願いしたい。
- 医療用麻薬・向精神薬等については、不正ルートへの横流れ等を防止するため、医療機関等への立入検査等を通じ、指導監督の強化を改めてお願いしたい。その際、悪質な違反者に対しては適切に捜査に移行するなど、各都道府県における医療用麻薬等の適正流通に努めていただきたい。
- 医療機関等への立入検査実施時には、麻薬・向精神薬等に指定されていないものの、乱用されるおそれがある物質に関する情報収集を行っていただき、積極的に情報提供をお願いしたい。

担当者名 飯島課長補佐（内線 2779）
天保課長補佐（内線 2795）

(3) 啓発活動の推進

現 状 等

- 厚生労働省では、都道府県と共に「不正大麻・けし撲滅運動」、「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」、「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」を全国的に展開し、啓発活動の推進を図っている。
- 青少年による薬物乱用は、薬物に対する正しい知識が不十分でその恐ろしさを知らずに、好奇心から手を出してしまう場合が多く、青少年に対しては、できるだけ早い時期から薬物乱用防止に関する啓発を行うことが重要である。
- 特に大麻については、令和6年の検挙者数は過去最多を更新した令和5年の検挙者数からは若干減少したものの、6,000人を超える高い水準で推移しており、同年に続き覚醒剤による検挙者数を上回った。とりわけ30歳未満の検挙者数が大麻事犯の7割以上を占めている。
インターネット上で「大麻はタバコよりも安全である」等の誤った情報が流れており、引き続き、正しい知識を普及し、絶対に手を出さないように強く啓発・広報することは非常に重要であることから、デジタル世代の若年層のうち、大麻に関心があるハイリスク層をターゲットにしたインターネットを活用した広報事業を令和3年度より取り組んでいるところである。
- また、小学校6年生保護者、高校卒業予定者、青少年向けに、薬物乱用防止啓発読本を作成・配布するとともに、SNSや政府広報を活用した幅広い年代層を対象にした広報を実施しているほか、教育機関等の派遣要請に応じて専門講師を派遣する薬物乱用防止啓発訪問事業や、薬物乱用防止教室等を通じて青少年への教育を行うことのできる人材を育成するための研修会の開催、指導者用テキストの作成・配布を実施している。

(参考資料編3参照)

都道府県で対応頂く事項 (依頼)

- 薬物の乱用防止のため、読本等の啓発資材を活用するとともに、薬物乱用防止指導員による活動や麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動等の効果的な啓発活動の取組をお願いしたい。

また、麻薬・覚醒剤等とあわせて大麻の乱用防止についても引き続き啓発及び広報を進めていただきたい。

- 各都道府県に協力をいただいた令和6年度の不正大麻・けし撲滅運動における抜去本数は、大麻約312万本、けし約92万本であった。引き続き、麻薬取締員を中心に、県内の情報収集に努め、不正・自生大麻及びけしの発見・抜去の強化をお願いしたい。
- 令和7年度においても、全国7ブロックにて薬物乱用防止指導員に対する研修会を実施した。来年度以降も、引き続き協力をお願いしたい。

担当者名 中山課長補佐 (内線 2781)
靱山係員 (内線 2796)

(4) 薬物再乱用防止対策

現 状 等

- 薬物再乱用防止対策は、国民の健康的な生活を確保し、福祉を推進する上でも重要な位置づけにあることから、関係機関が連携して取り組んできたところであるが、覚醒剤の再犯者率は、令和2年に68.6%で過去最多となり、令和6年は66.4%と若干減少しているものの高水準を維持している。更に、令和5年12月に成立した大麻取締法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議では、大麻を含む薬物事犯者の再乱用防止のため、薬物事犯者に対する長期的な支援を目指して関係機関が連携した総合的な取組の検討が求められており、関係機関が連携した“息の長い支援”を推進する必要がある。
- 薬物中毒・依存症者の再乱用防止には、医療機関、行政機関、取締機関等の関係機関の連携が必要なため、「薬物中毒対策連絡会議」を全国6ブロックにおいて開催し、薬物依存症者等の治療を行う医療関係者、社会復帰に関わる支援機関の職員が意見交換等を行い、地域における関係機関の連携強化を図っている。
- 各都道府県の薬務主管課、保健所及び精神保健福祉センター等と協働し、薬物依存症者を抱える御家族等に対し、相談窓口の周知、利用促進や薬物依存症に関する知識の普及を目的として「再乱用防止対策講習会」を全国6ブロックにおいて開催し、薬物依存症に対する意識・知識の向上を図っている。
- 再乱用防止啓発冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」（通称・家族読本）を発行し、関係機関及び民間自助団体等に配布し、相談窓口の周知や薬物依存症等に対する正しい知識の普及に努めている。
- 平成31年度から、麻薬取締部に再乱用防止支援員を置き、薬物事犯で検挙された者のうち、保護観察の付かない全部執行猶予判決を受けた薬物初犯者を主な対象者として、薬物再乱用防止プログラムの実施や医療機関等への引継ぎを行い、薬物乱用者の社会復帰を促進するための支援事業を実施している。
本事業の支援対象者について、当初は麻薬取締部において検挙した薬物事犯者のみであったが、令和3年度からは法務省と連携し、支援対象者を麻薬取締部以外の捜査機関により検挙された薬物事犯者へも拡大し、本事業の推進に努めている。

今後の取組

- 引き続き、「薬物中毒対策連絡会議」及び「再乱用防止対策講習会」の開催並びに家族読本の発行を通じて、関係機関との連携強化を図るとともに、薬物依存症者を抱える家族等が迅速に相談できるよう相談窓口の周知や、薬物依存症等に関する知識・意識の向上を図り、再乱用防止対策を推進していきたい。
- 引き続き、再乱用防止対策事業を推進し、麻薬取締部が地域支援の一翼を担うことで、再乱用防止対策の充実強化を図ってまいりたい。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 平成 29 年度には、刑の一部執行猶予制度対象者の本格的な社会復帰、再犯防止推進法に基づく再犯防止推進計画（第一次）が策定され、令和 4 年度には、再犯防止施策の更なる推進を図るために第二次再犯防止推進計画が策定されるなど、薬物再乱用防止を取り巻く環境には大きな変化があった。各自治体にあっては、このような関連施策の動向に目を向け、保護観察所、医療機関、精神保健福祉センター及び保健所等と機関横断的な連携強化を図りつつ、地域の実状に即した、再乱用防止対策に取り組んでいただきたい。

担当者 飯島課長補佐（内線 2779）
中谷主査（内線 2784）

9. 危険ドラッグ対策について

現 状 等

- 平成 26 年 6 月の池袋における自動車死亡事故など、危険ドラッグ乱用による事件・事故が頻発したことから、同年 7 月に閣僚により構成される薬物乱用対策推進会議で「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」が決定され、「やれることはすべてやる」との総理指示があった。
- 以降、厚生労働省でもあらゆる対策の実行に移り、また、危険ドラッグの取締りの機動性・実効性の強化を目的として平成 26 年 11 月に成立した改正医薬品医療機器等法も最大限活用した。具体的には、指定薬物の迅速な指定、検査命令及び販売等停止命令の実施、インターネット販売サイトの削除要請、無承認医薬品として取締りを実施するなど、危険ドラッグ販売者の取締を実施し、平成 27 年 7 月に危険ドラッグ街頭販売店舗を廃業に追い込んだ。
- 前述のとおり、街頭販売店舗を壊滅に至らしめた一方、インターネットによる密売は継続されていたものの、政府の取り組みにより検挙人員は低調を維持してきた。
- 令和 4 年には、危険ドラッグの検挙人員が前年に比べ倍増したことに加え、令和 5 年には大麻成分類似成分を含む危険ドラッグによる健康被害が発生し、救急搬送された事例が散見されたことを受け、麻薬取締部、都道府県警、都道府県による実態調査の結果、危険ドラッグ販売店がインターネット販売を含め全国に約 300 店舗存在する事が確認されるなど、我が国における危険ドラッグの情勢は余談を許さない状況にあると考えられた。
- このような危険ドラッグの情勢を受け、令和 5 年 9 月、厚生労働省は、危険ドラッグ対策会議を開催し、警察や税関などの関係機関と連携し、危険ドラッグの更なる乱用を防止するために必要な対策の検討を行い、危険ドラッグによる健康被害の情報収集や取締り体制の強化について確認した。
- かかる状況のなか、いわゆる大麻グミと称される食品形態の危険ドラッグが流通し、健康被害が発生したため、当該グミを販売する者に対して立入検査を実施するとともに、当該グミについて検査命令及び販売等停止命令を命じた。また、当該グミに含まれる成分については速やかに指定薬物に指定した。

- その後も、麻薬取締部により、危険ドラッグ販売店舗などに対する立入検査を継続するとともに、令和5年12月には立入検査において検査命令等を実施した製品のうち、その生産及び流通を広域的に規制する必要があると認める物品について、医薬品医療機器等法に基づき官報告示を実施し、これらの物品の製造等について全国的に禁止するなど、危険ドラッグ根絶に向けた徹底した取組を実施している。

【これまでの具体的対策内容】

(1) 指定薬物の迅速な指定

個別に物質を指定薬物に指定するほか、令和5年8月のTHCV等10物質、同年12月のHHCV等6物質、令和6年5月のTHCV0等15物質などこれまでに包括指定を6回実施し、令和8年1月末現在で2,475物質を指定薬物に指定している。

(2) 検査命令及び販売等停止命令の実施

令和6年1月1日から同年12月31日までに、危険ドラッグ販売店舗などに対し、134件の立入調査を実施し、当該店舗等で販売等されていた危険ドラッグに対する検査命令及び販売等停止命令を実施した。

(3) 水際対策

令和7年12月末までに、検査命令対象物件として延べ800物品の差し止めを行った。

(4) 指定薬物から麻薬に指定した物質

指定薬物に指定後も、麻薬と同等の作用を有することが確認された物質については、麻薬に指定しており、令和7年度は5物質を麻薬に指定した。

(5) 広域的販売等禁止に係る官報告示

令和5年12月21日、令和6年2月19日及び同年6月28日、医薬品医療機器等法に基づき、計58品目について官報告示を実施し、製造等について全国的に禁止した。

(6) 危険ドラッグにかかる啓発

危険ドラッグについては、これまでも薬物乱用防止読本やリーフレット等に記載し、啓発を進めてきたところであるが、近年検挙者数が急増していることや、いわゆる大麻グミ等の様々な形態の危険ドラッグが販売されていることなどを踏まえ、より

実情に即した内容に改め、啓発を行うとともに、SNSを活用して、危険ドラッグの乱用防止について広報啓発を行っている。

(7) 製品安全誓約

消費者庁、総務省消防庁、経済産業省及び国土交通省といった消費者向け製品を所管する関係省庁とオンラインマーケットプレイスの運営事業者により策定された日本版「製品安全誓約」の対象に、

- ①麻向法に規定する「麻薬」成分が混入（疑いを含む。）した製品
- ②医薬品医療機器等法に規定する「指定薬物」成分が混入（疑いを含む。）した製品
- ③「指定薬物」に速やかに指定する可能性のある成分が混入（疑いを含む。）した製品①広域禁止物品として官報告示公示前の製品及び②広域禁止物品として官報告示公示後の製品

の3点が令和6年12月12日に新たに加わった。

その後、令和7年12月末までに、本制度に基づき「麻薬」成分が混入した製品計2製品について削除要請を実施した結果、当該2製品について同要請に基づく出品削除が行われた。

今後の取組

- 危険ドラッグについては、店舗やインターネットなどにて販売されていることから、引き続き危険ドラッグの根絶に向けて、国と都道府県等関係機関が一丸となって取組みを進める必要がある。国としては、検査命令、販売等停止命令、広域的販売等禁止の官報告示、新規指定薬物の指定、インターネット対策、麻薬取締部による犯罪捜査、税関と協力した水際対策等を講じていく。
- 危険ドラッグは、いまだに未規制物質の流通が認められる外、簡易試験などによる識別を困難にするといった新たなタイプの薬物の流通も確認されている。これらの流通が確認された場合、指定薬物に指定するなど迅速に対応するとともに、都道府県と情報共有を密にし、国全体で危険ドラッグ対策に取り組む必要がある。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 危険ドラッグが流通していることから、監視を継続的に行い、店舗の確認を着実に実施していただきたい。仮に新たな店舗を発見した場合には、立入検査、買上調査等

の行政的な対応に加え、積極的な捜査を開始していただくほか管轄の麻薬取締部と情報共有していただきたい。また、麻薬取締部が行う立入検査や取締り等に対しても連携して取り組んでいただきたい。

- 「危険ドラッグ販売店舗等に対する実態調査について」（令和5年8月9日付 厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）に基づき、危険ドラッグ店舗に関する情報や危険ドラッグに起因する健康被害情報について引き続き御報告をいただきたい。また、報告いただいた情報については、とりまとめた上で、共有させていただくので、当該情報に基づき、都道府県においても監視指導をお願いしたい。
- 国境や都道府県の行政区域を越えたインターネットサイト対策や税関との連携が不可欠な水際対策に引き続き取り組んでいく必要がある。このため、各都道府県が危険ドラッグに関し独自の取組を計画する場合には、実効性の観点からも国との連携が重要となるため、厚生労働省への事前の情報提供に努めていただきたい。
- 危険ドラッグ製造・販売等の拠点の発見につながる情報を得た場合のほか、インターネット販売などによる密売情報を把握した場合には、積極的に捜査を開始していただくほか、麻薬取締部に対しても情報共有していただきたい。立入検査や取締り等を実施する際には、麻薬取締部ほか警察等関係機関と連携を強化して取り組んでいただきたい。
- 国が主催する研修等を通じて、指定薬物の分析体制の強化を図っていただきたい。分析に必要な標準物質については、必要に応じご相談いただきたい。危険ドラッグの分析において未指定物質が発見された場合には、国と情報共有していただきたい。また、麻薬や指定薬物が確認された場合は、積極的に捜査を開始していただくほか、麻薬取締部とも緊密な連携をとり、協力して犯罪者の一掃に努めていただきたい。
- 薬物乱用防止の啓発活動において、大麻・麻薬・覚醒剤等とあわせて危険ドラッグの乱用防止についても啓発及び広報を進めていただきたい。

担当者名 飯島課長補佐（内線 2779）
天保課長補佐（内線 2795）
森主査（内線 2679）

10. 医療用麻薬等の提供・管理体制の整備について

現 状 等

- （公財）麻薬・覚せい剤乱用防止センターと共催し、各都道府県を含む関係団体の協力を得て、全国8箇所では医師、薬剤師等の医療関係者を対象として医療用麻薬の適正使用推進を目的とした「がん疼痛緩和のための医療用麻薬適正使用推進講習会」を開催している。
- （一社）日本緩和医療薬学会と共催し、全国2箇所では一般の方を対象として医療用麻薬に関する不安や誤解を解消し、適正使用の推進を目的とした市民向けシンポジウム「がんの痛みは正しい知識で取る」を開催している。
- （一社）日本ペインクリニック学会と共催し、医師、薬剤師等の医療関係者を対象として慢性疼痛治療における医療用麻薬の適正使用を推進することを目的とした「慢性疼痛緩和のための医療用麻薬適正使用推進講習会」を開催している。

今後の取組

- 医療用麻薬等の適正使用、管理について監督指導等に取り組んでいきたい。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 「がん疼痛緩和のための医療用麻薬適正使用推進講習会」を開催する地方自治体にあつては、麻薬小売業者免許、麻薬施用者免許等の麻薬取扱者等に対して、免許更新時に開催概要を配布するなど、管下の医療関係者や関係団体への周知をお願いしたい。
- 市民向けシンポジウム「がんの痛みは正しい知識で取る」の開催案内を一般の方が来る場所等に置いていただくなど周知をお願いしたい。
- 麻薬取扱者等に対する指導監督にあつては、地方自治体において開催する講習会等において医療用麻薬等の適正な管理・取扱いについて周知徹底をお願いしたい。

担当者名 飯島課長補佐 (内線 2779)

野田麻薬流通指導係長 (内線 2780)

1 1. 麻薬向精神薬原料・覚醒剤原料対策について

現 状 等

- 麻薬や覚醒剤の乱用や不正取引を防ぐため、これらの原料物質に対する監視を強化することが国際的に提言されている。
- 過去に発生したヘロインの原料物質で麻薬向精神薬原料である無水酢酸の密輸出事犯（未遂）や、国内でのアセトンを用いた覚醒剤密造事犯などが、再発しないよう努めているところである。
- 令和6年8月には、麻薬フェンタニルの違法製造に使用される通称 4-piperidone（ピペリジン-4-オン）等の2物質、麻薬 MDMA の違法製造に使用される通称 PMK ethyl glycidate（エチル=2-メチル-3-（3,4-メチレンジオキシフェニル）オキシラン-2-カルボキシラート）等の7物質、覚醒剤アンフェタミン及びメタンフェタミンの違法製造に使用される通称 BMK methyl glycidate（メチル=2-メチル-3-フェニルオキシラン-2-カルボキシラート）等の9物質について、乱用の危険性が懸念されたことから、それぞれ特定麻薬向精神薬原料または覚醒剤原料に指定し、規制した。
- 令和7年6月には、フェンタニルの原料として使用される特定麻薬向精神薬原料に係る管理の強化について通知した。

今後の取組

- 今後も不正取引、乱用を防ぐため、原料物質に対する監視に努めたい。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 引き続き、麻薬向精神薬原料の取扱業者に対して管理並びに疑わしい取引の届出の徹底を指導いただくとともに、麻薬向精神薬原料卸小売業者等に対する立入検査を実施する等、原料物質の監視強化をお願いしたい。
覚醒剤原料取扱業者に対しても、麻薬向精神薬原料取扱業者と同じく、管理の徹底を指導いただくと共に、立入検査を実施する等、原料物質の監視強化をお願いしたい。

- 新たな乱用物質の他、その原料となる物質について情報を入手した場合には、当課及び麻薬取締部へ情報提供していただき、必要な規制をお願いしたい。

担当者名 飯島課長補佐（内線 2779）
天保課長補佐（内線 2795）

12. 麻薬及び向精神薬取締法の一部改正（医療用麻薬の流通の合理化）について

現 状 等

- 麻薬は、がん性疼痛等に有用である一方、濫用により濫用者本人のみならず社会に対しても悪影響を及ぼすおそれがあるため、麻薬及び向精神薬取締法において、流通を厳格に管理している。
- 麻薬の流通は、麻薬の卸売・小売等の事業者を都道府県知事による免許制とした上で、都道府県を跨ぐ麻薬の流通を原則禁止し、当該都道府県の下で一元的に事業者を監視・指導することや、供給の段階から使用の段階への一方通行を原則としている。
- 令和7年5月21日に公布された麻薬及び向精神薬取締法の一部改正の内容については、以下のとおり。
 - ① 医療用麻薬の安定的な供給及び流通の合理化の観点から、麻薬の出荷停止等により、保健衛生上の危害の発生を防止する必要があると認める場合等の一定の場合に、麻薬卸売業者は、隣接する都道府県の区域内にある麻薬小売業者等に麻薬の譲渡を行うことができることとする。
 - ② 他の医薬品と同様の経路での回収等を行えるようにするため、麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者は、麻薬を譲り渡した者等に対して、当該麻薬の回収等のための譲渡を行うことができることとする。
- 施行日は、公布後2年以内に政令で定める日である。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 今後、詳細な運用が決まりましたら、都道府県宛てに連絡するので、その際は都道府県知事が免許権者となる麻薬卸売業者や麻薬小売業者等への周知をお願いしたい。

担当者名 飯島課長補佐 (内線 2779)
野田麻薬流通指導係長 (内線 2780)

13. 大麻草の栽培の規制に関する法律の施行状況について

現 状 等

- 令和5年12月13日に大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律が公布され、大麻等の医療や産業における適正な利用を図るとともに、その乱用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、以下の改正を行った。
 - ① 大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備
 - ② 大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備
 - ③ 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備
- 本改正法の施行日については、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和6年政令第281号）により、令和6年12月12日に第一段階を施行、令和7年3月1日に第二段階を施行した。
- 令和7年末時点で、都道府県知事が免許権者である大麻草採取栽培者（第一段階施行）にかかる免許交付件数は全国28件であり、第一種大麻草採取栽培者（第二段階施行）にかかる免許交付件数は全国21件であった。
- 第一種大麻草採取栽培者については、法令により、 $\Delta 9$ -THC（デルタ9テトラヒドロカンナビノール）含有量が0.3%を超えない大麻草の種子等を使用して大麻草を栽培することが義務付けられており、大麻草の収去及び分析に係る技術指導が求められているところである。
- そのため、各地方厚生（支）局麻薬取締部及び各都道府県が合同で実施する第一種大麻草採取栽培者に対する立入検査を活用し、令和7年6月10日に通知「栽培された大麻草に係る収去及び $\Delta 9$ -THCの分析に係る研修の実施について」を発出し、順次、各研修を実施した。

今後の取組

- 大麻草の収去研修及び $\Delta 9$ -THCの分析研修については、令和8年度以降も継続的な開催を望む声が多く寄せられたことから、令和8年度の開催について検討している。

- 各都道府県において、適時・適切な収去検査の実施が可能な体制を独自に確保する必要があるため、令和8年度に「大麻草試験検査体制整備事業」を開始する予定である。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 大麻草の不正流通防止のため、麻薬取締部と協力の上、立入検査や収去検査等を通じ、大麻草栽培者に対する適切な指導監督をお願いしたい。

担当者名 飯島課長補佐（内線 2779）
島田主査（内線 2698）